

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託委員会名	議決結果
23年第2号	23.3.4	<p>トンネルじん肺根絶の抜本的な対策に関する請願</p> <p>【請願趣旨】 トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であり、早急に解決を図るべき重要な問題である。よって、発注者および施行者に対する適切な指導を行うとともに、トンネルじん肺の抜本的な対策（①国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。②公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺基金制度」を早急に創設すること。）を早急に講じられるよう国に意見書を提出するよう求める。</p> <p>【請願理由】 じん肺は、大量に粉じん（ほこり）を吸収することが原因となって発症する職業病である。最古にして最大の職業病といわれ、我が国でも江戸時代から佐渡の金山などで「よろけ」などと呼ばれて恐れられてきた。 じん肺は、一度罹患すると肺が冒され、常にセキヤタンに悩まされ、気管支炎や結核・肺ガンなどを併発し、最期には呼吸困難の苦しみの中、死に到る恐るべき病気である。 現在においても、トンネル建設工事や鉱山、石材の切り出し場、造船所、耐火煉瓦やガラス工場などの多数の現場からじん肺が多く発生している。 改正じん肺法が施行された1978（昭和53）年から2007（平成19）年までの30年間で、療養に専念する必要がある最重症のトンネルじん肺患者は合計9,373人（じん肺患者全体の約24％）にのぼっており、現在も多数の最重症患者が発生し続けている。</p>	個人	西 條 昌 良 葉 梨 衛 細 谷 典 幸	環境商工	採択 平成23年 第2回 定例会

重大なことに、公共事業工事であるトンネル建設現場から、今もじん肺が発生し続けており、歯止めがかかっていないことである。

じん肺の発生責任は、第1に事業主にある。同時に、トンネル建設は、日本経済の「高度成長」を促した国土建設の一環であり、公共事業である。その発注者として、また、建設業者の監督官庁として、トンネルじん肺発生について国・政府の責任は重大である。

トンネルじん肺の根絶を求めて、全国11地裁で審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京・熊本・仙台・徳島・松山の5地裁において、いずれも「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示された。

2007年6月18日には、これらの判決を受けて、厚生労働大臣・国土交通大臣・農林水産大臣・防衛施設庁長官とトンネルじん肺根絶訴訟原告・弁護団の間で、じん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする「合意書」が調印された。

この「合意書」内容に基づき、6月20日には東京地裁・高裁にて国との和解が成立し、翌7月20日の金沢地裁を最後に、係争中の4高裁11地裁にて全て和解解決した。国は、「合意書」にて約束した事項を早急に履行することが求められている。

ILO・WHOは、「2015年には地球上からじん肺を根絶すべきである。そのために、各国政府は、じん肺根絶に向けた計画を策定すべきである」との意見を表明している。

じん肺は、粉じん職場で働いた後、数年から数十年経過後に発症する疾病であることからすれば、2015年にわが国でじん肺根絶を実現するために直ちに根絶に向けた諸政策を実行することが必要である。

このようなことから、国に対してトンネルじん肺問題の根絶を求める意見書を提出するよう、下記事項を請願する次第である。

記

- | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | <ol style="list-style-type: none">1 国は、2007年6月に調印した「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」に基づき、トンネルじん肺根絶のためにも「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知徹底を図ること。2 じん肺に罹患したトンネル労働者に対する補償基金制度を創設すること。 | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|